

特 集

臨床法学教育場面のビデオ・エスノグラフィー

米 田 憲 市

(鹿児島大学法科大学院教授)

1. はじめに

本稿に続く2編の論文は、榎田美雄徳島大学准教授を研究代表者とする科学研究費基盤研究(B)「臨床教育のビデオ・エスノグラフィー：高等教育における臨床教育場面の経験的比較研究」(課題番号：21330118)(以下、「臨床教育科研」と呼ぶ)ⁱの研究成果であり、また同時に、鹿児島大学法科大学院が取り組む臨床法学教育の取組みと、科学研究費プロジェクトという研究活動をシンクロさせる試みの成果である。この研究プロジェクトと鹿児島大学法科大学院の協力の成果は、すでにいくつか公表されているがⁱⁱ、特に今回は、その取組から生み出された、法実践の特質を浮き彫りにすることを初期的な目標としている論考を公表するものである。

本稿では、このプロジェクトの意義について、現場の実施過程を紹介しながら説明してみたい。

2. 「臨床教育科研」の目的と取組み

「臨床教育科研」に参加する研究者は、プロジェクトの企画者であり社会学を専門とする榎田准教授を中心に、法学、医学、看護学、教育学、都市計画学、英語教育学、社会学、臨床心理学といった多様な研究領域にしながら、それぞれが教員として携わっている教育場面では専門職の養成に関わりがあり、教育方法として「臨床教育」を動員するという点で共通性を有する研究者で構成されている。

「臨床教育」とは、「床」の文字から推察されるとおり、その起源は医学教育において学習者が患者に直面する場において、その患者を通じて「病床」での専門職実践を学ぶ教育場面を指す語である。つまり、専門職養成過程において、

その専門職の実務の現場を踏まえた教育場面である。

「臨床教育科研」では、法学、医学、都市工学を主たるフィールドとして、これらの領域の臨床教育場면을ビデオで撮影して、それを蓄積したビデオ・エスノグラフィーを作成し、それを分析することで、様々な専門職教育の場面における共通性と差異に注目しながら、教育実践の特質や専門職性の教育場面への影響を浮き彫りにすることを目標にするとともに、さらにその成果をワークショップを開催することを通じて教育現場の構成員に還元することを目指している。そして、これを有効に実施するために、専門家養成過程全体の理解を獲得するべく、臨床教育場面以外の授業を含めたより広い教育場면을フィールドワークの対象としてきた。

3. 鹿児島大学法科大学院における実務教育の取組み

鹿児島大学法科大学院は、「地域に根ざし、地域に貢献する」法科大学院として、臨床法学教育を重視したカリキュラムを展開している。特に、離島等司法過疎地における法律相談実習を内容とする「リーガルクリニックA」は必修科目とされその代表的地位にあり、これと合わせて、鹿児島大学の大学祭において開催している無料法律相談会を教育場面として用いる「リーガルクリニックB」、鹿児島市内の法律事務所での滞在実習を内容とする「エクスターンシップ」などを選択科目として開講しており、履修率も高い。また、臨床からは一歩退いた教育形態ではあるが模擬裁判にも力を入れており、民事裁判は熊本大学との対抗形式を導入し、刑事模擬裁判は市民公開の形で実施してきており、単に学内での学習にとどまらない方針を採っており、なおかつ、こちらの履修率も高い。

また、地方にある法科大学院の役割として、司法試験までにとどまらず、司法試験合格後の司法修習における実務に向けてのスキルアップ支援や、実務に就いた後のキャリア開発やリカレントを視野に入れた取組みを行っており、上記「リーガルクリニックA」への若手弁護士の参加の受入のほか、鹿児島大学法科大学院に附設されている司法政策研究センター主催で、司法修習生や若手弁護士を対象とする「ロイヤリング実践セミナー」を開催している。

このセミナーは、「臨床教育科研」チームとの共同プロジェクトであり、セ

ミナー自体を「臨床教育科研」チームのフィールドとして提供して、セミナーの様子を可能な限りビデオに収録するとともに、修習生や若手弁護士のための臨床教育場面として、一般相談者の協力を得て実施した鹿児島大学法科大学院のベテラン実務家教員による実際の法律相談場面や、修習生や若手弁護士による模擬法律相談や模擬交渉の場面の収録映像と、その重要部分のトランスクリプト（文字起こし）を用いて、参加している修習生・弁護士と「臨床教育科研」チームのメンバーで、臨床実践や模擬の場面での実践を反省的に分析するワークショップによって構成されている。

4. 「臨床教育科研」と臨床教育場面の協働の構造

上記の通り、「臨床教育科研」と鹿児島大学法科大学院の取組みは密接な協力関係にある。ここでは、この関係の下での取組によって生み出されている成果について、学習者にもたらされているもの、「臨床教育科研」チームのような研究者にもたらされているもの、そして、教育機関にもたらされているものに整理してみよう。

(1) 学習者にもたらされるもの

まず、この協力関係が学習者にもたらすものを、「ロイヤリング実践セミナー」を例に説明する。

第一に、セミナーの参加者は、「臨床教育科研」チームが収録したビデオ映像を自らの改善の契機の素材として活用することができる。ビデオ映像は、自らの実践を自分自身で第三者的に把握し、改善の糧とするための豊かな情報を有している。

第二に、このセミナーで実施されるワークショップを通じて、実際の第三者から、自らの振る舞いについての客観的な評価を得ることができる。自らの振る舞いが他人の目から見て、どのように評価されるのかという点は、法律専門家同士でのワークショップでも一定の成果を得られるものであろう。そして、このレベルであれば、ビデオ映像を用いたワークショップを開催することで、多くの法科大学院で実現できるであろう

第三に、しかし、上述の通り、「臨床教育科研」チームは、多分野にわたる研究者集団であり、それぞれの分野における研究視点とともに、専門職養成に

関わる知見と経験を有している。「ロイヤリング実践セミナー」の参加者は、ワークショップを通じて、こうした多分野の専門家からの発言を得ることになる。これは、第二で言及したような自らの振る舞いについての同業者の評価とはまた別のレベルにあるものであって、法的には素人からの視点での評価であるとともに、他分野の専門的視点からの助言を多分野から受けることになる。

(2) 研究者にもたらされるもの

まず、臨床教育場面のビデオ・エスノグラフィーは、研究素材として非常に豊かなものである。

第一に、専門職の実践の特質を明らかにするための研究素材となる。つまり、例えば法律相談の場面の分析によって、法専門職と相談者の間のコミュニケーション構造を明らかにすることができる。これによって、法律相談場面についての社会的知見がもたらされるとともに、その知見に基づく教育理論の構築が可能になる。

第二に、専門職教育場面の特質を明らかにするための研究素材となる。つまり、たとえば、法律相談場を用いたワークショップの収録映像では、法律相談場面に多様な視線を向け、法律相談場面を分析する活動、法律相談場面の出来事を外在的事情（たとえば、その後想定される裁判制度の事情や法律専門家や相談者の経済的事情、利益相反などの法律専門家固有の事情）によって説明しようとする活動、その場面の解釈に基づいて法律相談を担当したものの次の実践を修正しようとする活動などが見いだされる。これらは、専門職の実践の教育場面に見いだされているパーツといえるが、それらを方法論的に把握することでワークショップを通じた教育場面の構造を明らかにし、さらにそれに依拠して教育方法の改善に資する成果を得ることができる。

さらに、他分野の専門家にとっては、ビデオ・エスノグラフィーのための映像を収録する過程や、ワークショップに参加することを通じて、法律家の振る舞いに詳細に言及する機会を得て、法の専門家をより深く、身近に知り、その振る舞いの現場における意味を理解する、体感的機会となっていることを挙げておきたい。

(3) 教育機関にもたらされるもの

上記のように、ビデオ・エスノグラフィーとそれを用いたワークショップの

取組みは、臨床教育の学習者と研究者に豊かな成果をもたらすとともに、それを実施する教育機関や教育カリキュラムの在り方にも多くの成果をもたらしている。

まず、ビデオ・エスノグラフィーを作成しながら、現場でワークショップを開催する取組みは、リアルタイムで、その場でなされた実践の反復と分析作業を教育現場にもたらし、その場で作業の成果を参加者にフィードバックできる。こうした、リアルタイムに反省的契機を生み出し、それを第三者と共有するカリキュラムとして実施する教育方法は、日頃見えてはいるが見過している法実践の特質に注目することを可能にし、個々の振る舞いの改善可能性を高める方法として考えてよいだろう。すなわち、教育機関にとって、教育現場でのプログラムとして制度化できるという利点がある。

また、同時に、ビデオ・エスノグラフィーは、その場面性に依拠しながら、臨床教育場面に対する幾層もの分析可能性を切り開く。この分析を推進することは、教育プログラムとしての改善を内部的に促す契機をはらむものであって、学習者が身につけるべき事柄そのもの、学習者が身につけるべき事柄の教育側からの提供方法、学習者が身につけるべき事柄の修得方法、そして、それをカリキュラムとして体系的に実施するプログラムの在り方などに目を向けることである。こうした豊かな視点を同時に持つことは、それぞれの参加者にとって獲得したい成果がばらばらであっても、いわば win = win の関係の下で、ひとつの場面を共有することができることを意味している。こうしたひとつの場面の共有可能性は、教育現場の在り方に新しい視座を開く可能性を示唆するものであろう。

5. 今後の取組に向けて

上述の通り、ビデオ・エスノグラフィーとワークショップを用いた「臨床教育科研」での取組みは、研究上の意義に加え、教育現場への実践的な意義を多分に有するものである。今後、この取組をより豊かにするためには、教育現場において、マルチ・ディシプリナリー、あるいはより最近の言葉で言えばダイバーシティにより新たな知的成果や身体的規律が生み出されたり、それに失敗したりする、現場のコミュニケーションにより多くの視線を向ける必要がある

う。

専門職養成の教育過程では、臨床教育への取組は当然視されており、医学、看護学、臨床心理学などでは、体系的を持ったカリキュラムが確立した部分もあるが、我々、法の専門家の養成においては、いまだ偶然に支配され、場合によっては教育放棄の言い訳に使われる On the Job Training の状況のままである。現状を比喩的に言えば、これまで、いくつかの実験機が滑走路を飛び立ったところであるように思われるが、現在、その実験の継続性も懸念される状況にあり、法学教育全体での臨床教育の定期便の就航にはまだ多くの努力が必要である。

その中で、以下2編の論文の知見が、上に述べたように、多くの状況で価値あるものとして活用されることを期待したいⁱⁱⁱ。

-
- i 「臨床教育科研」の公式の成果報告は、<http://kaken.nii.ac.jp/d/p/21330118.ja.html>。また、活動内容を、http://web.ias.tokushima-u.ac.jp/social/kasida/new_kashidakaken09/top.html で公表している。
 - ii 例えば、米田憲市・「臨床教育場面の経験的比較研究」研究チーム、「法科大学院の法曹養成課程からキャリア開発まで－鹿児島大学法科大学院の取組み－」臨床法学セミナー、No.9, pp.83-95 (2010)、米田憲市・樫田美雄「臨床教育のビデオ・エスノグラフィー－高等教育における臨床教育場面の経験的比較研究－」臨床法学教育学会・日本加除出版、Vol.5, pp.114-145 (2012) とともに掲載されている論文が成果として公表されている。
 - iii 緒方直人名誉教授の退官記念号である本号に、あえて他大学の研究者のものを含めて3編の論考を特集という形で掲載させていただくのは、鹿児島大学法科大学院の看板科目のひとつである「離島等司法過疎地における法律相談実習(リーガルクリニックA)」の発案者が緒方名誉教授であり、その功績が家族法学を中心とするご自身の学問的成果にとどまらず、鹿児島大学の教育体系に幅広く及んでいることに明らかにして、あらためて敬意を示したいという趣旨からである。この企画を掲載することを理解して下さった、鹿児島大学法学会ならびに紀要委員各氏に厚くお礼申し上げたい。